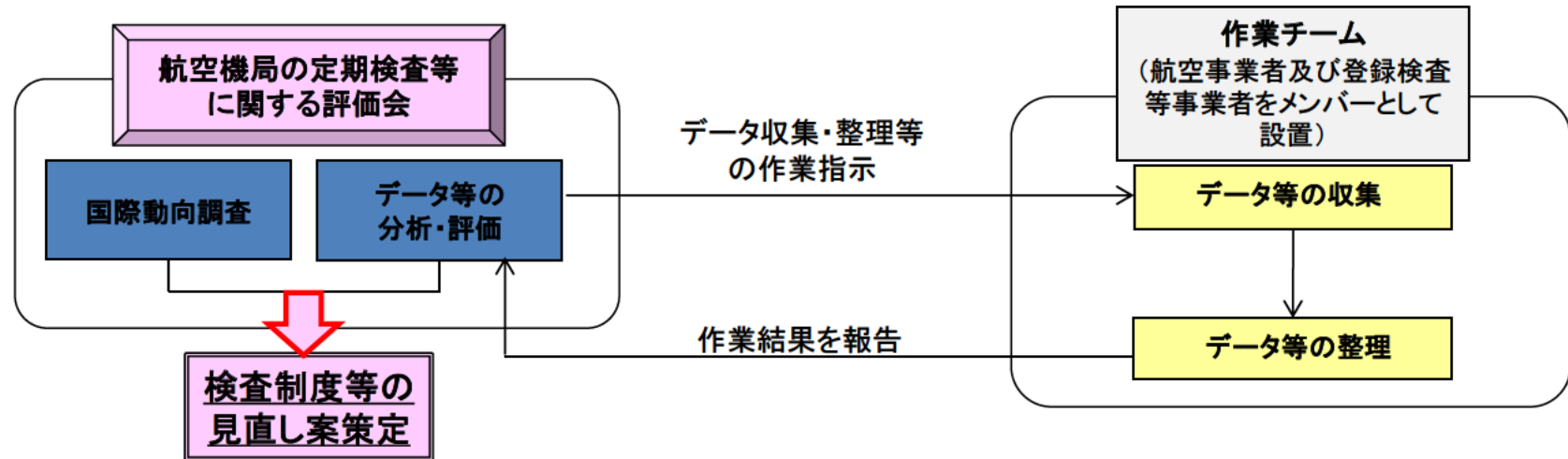


# これまでの経緯と現状の概要

# 航空機局の定期検査等に関する評価会

## 評価会の体制

評価会より、作業チームに対して無線設備の信頼性に関するデータの収集及び無線局の管理・検査の在り方に関するデータの収集等を指示し、作業チームにおいて収集・整理したこれらのデータ等を評価会に報告させるとともに、その報告内容と評価会で調査する国際動向等を踏まえた上で、これらの結果を評価し、必要に応じて検査制度等の見直し案を策定する。



## 評価会の検討事項

### ➤ 航空機局の無線設備の信頼性に関するデータの収集・評価

無線設備の取卸し内容や不具合の発生状況、不具合への対処内容等、航空機局としての運用に適した状態が常に維持されているかについて把握できる情報(航空機局の無線設備の信頼性に関するデータ、航空機局の運用状況及び管理状況等が把握出来る情報、現場で発生しているヒヤリハットに関する情報、管理体制等の仕組みがわかる体系図 等)を作業チームで収集・整理したデータを、評価会において評価する。

### ➤ 航空機局の検査制度に関する国際動向の調査

評価会において、航空機に搭載する無線局の管理・運用方法に関する国際動向情報を収集し、分析する。

### ➤ 航空機局の検査制度及び管理・検査の在り方

免許人(整備等を登録検査等事業者に委託している場合は当該事業者を含む。)から、航空機局の管理体制及び管理状況等が把握できる資料(フライト・ログ、無線局点検記録簿、アンケート調査への回答等)を収集し、作業チームにおいて整理して、評価会において評価し、定期検査の周期の延長等について検討する。なお、共通予備装置の製造番号を登録する際の検査省略については、参考資料のとおり、関係省令の改正を早急に行う。

### ➤ その他、検討すべき課題

評価会において検討を進める中で必要と判断された場合は、作業チームにデータの収集・整理を指示し、そのデータを評価する。 1

## これまでの検討経緯

平成25年 4月24日(親会①)	評価会及び作業チームの設置の決定
6月14日(作業チーム①)	無線設備の信頼性を評価するために収集すべきデータの検討
7月10日(作業チーム②)	収集すべきデータの項目案及び評価会の課題検討フローの作成
7月29日(親会②)	データの項目及び課題検討フローの決定
8月28日(作業チーム③) (データの収集を実施)	データの収集様式の決定
平成26年 2月28日(作業チーム④)	収集したデータの確認及びそれを踏まえた論点に対する検討
4月3日(作業チーム⑤)	論点ごとの議論結果のまとめ及び各社による無線設備の信頼性管理の把握

# 評価会の検討事項への対応状況

検討事項	対応状況
<p>(1) 航空機局の無線設備の信頼性等に関するデータの収集・評価</p>	<p>○航空事業者等が有する無線設備の型式毎に、以下に記載する過去のデータ(最大6年間)を収集した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用中の故障発生状況</li> <li>・MTBF(平均故障間隔)※等のトレンド・データ</li> <li>・不具合により取り卸した無線設備についての、電波の質に係る不具合の内容及び不具合発生率</li> <li>・定期検査時に発見された不具合内容及び不具合発生率</li> </ul> <p>○無線局の管理運用状況に係る以下の情報について事業者単位で収集した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基づく法令及び規定</li> <li>・無線設備(局)に係わる不具合への対応方法</li> <li>・無線設備の整備の実施体制</li> <li>・無線設備の検査体制</li> </ul> <p>○上記のデータ及び管理運用体制等との関係性について分析を行った。</p>
<p>(2) 航空機局の検査制度に関する国際動向調査</p>	<p>調査内容を明確にし、前回検討会に引き続く調査を実施する予定。</p>
<p>(3) 航空機局の検査制度及び管理・検査の在り方</p> <p>○定期検査(ベンチ検査)の周期の延長</p> <p>○共通予備装置の製造番号を登録する際の検査省略等</p>	<p>○無線局検査事務規程を一部改正し、措置済み(H25.9.11施行)。連続式耐空証明を有する場合に限り、当面の間、周期を2年から3年に延長する変更を行った。</p> <p>○施行規則を一部改正し、措置済み(H25.6.13施行)。同一型式の追加の場合に限り、変更検査を不要とする変更を行った。</p> <p>○上記(1)の分析結果に応じて、適正な無線局運用の在り方を議論する。</p>
<p>(4) その他、検討すべき課題</p>	<p>現時点では、特段、対象となる課題はない状況。</p>

※装備品飛行時間を故障台数で割ることにより算出する。以下は、VHF無線電話を3台装備された航空機のMTBFを求めた場合の例。

・1年間に2000時間飛行する中で、いずれかのVHF無線電話が2回故障し修理を行ったとすると、MTBFは、2000時間\*3台(無線機の総飛行時間)÷2台(故障した台数)により3000時間となる。